

手 数 料 表

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。
内容をご確認ください。また、ご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人を受付ける時の事務費用	0 円
共通	【職業紹介サービス】 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の初回の雇用期間に支払われる賃金の 50% 但し雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分。 ※手数料負担者は 求人者 とします。
一般登録型	【職業紹介の付加サービス】 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% ※手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ／スカウト型	特定の条件による特別の求職者 の開拓やそのための調査・探索 【着手金】 0 円	【着手金】 実費 【活動 1 日当たり】 30,000 円 【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% ※手数料負担者は求人者とします。
再就職支援型	就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・助言	【着手金】 50,000 円 【相談・助言終了時】 50,000 円 【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% ※手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■返戻金制度に関する事項 : 当社では、分割支払い制度を設けており、返戻金制度は設けておりません。

事業所の名称及び所在地 株式会社 OMORI マネージメント

神戸市中央区中山手通一丁目 4 番地 23 号-4